

2章 応用展開

2-1 応用展開とは

サイン整備に際して、現地での制約やニーズに対応するために、本ガイドラインに基づく表示内容や本体構造の変更が必要となる場合が考えられる。本ガイドラインの原則を遵守しながら、さまざまな条件に対応するための方法を「応用展開」と称し、ここではその留意点を示す。

(1) 応用展開が求められる場合

次のような場合に、サインの応用展開が求められる。

①設置条件への適応

サインの設置場所となる公共空間の物理的な制限や設置基準などの条件により、サインの本体構造の変更が求められる場合

②情報や機能の付加

移動系情報以外の情報提供を行う、障害者への対応を充実させるなど、原則にない機能を追加するために、表示内容や本体構造の変更が求められる場合

③別計画との整合

本サイン計画とは異なる考えに基づいて設置された既存のサイン類や、設置場所周辺の構造物等との景観的な整合を図ることが求められる場合

(2) 応用展開の基本事項

応用展開を図る際には、神栖市のサインとしての統一性と機能性の確保を第一義としながら、次の点に配慮することを基本とする。

■表示内容・表現の統一性の確保

- ・本ガイドラインに基づくサインの体系、種別ごとの表記基準に準じた表示とし、表示内容と表現の統一、情報の連続性を確保する。

■本体の形態・色彩・素材等の統一性の確保

- ・標準型との統一性が感じられるものとする。具体的には、基調色の採用や表示板の素材・形態の整合または類似化等を図る。

■適切な統合化

- ・個々のサイン類や構造物が適切であっても、乱立により景観の煩雑化や情報の混乱をきたすおそれがある。新たにサインや構造物の設置を計画する場合は、既存構造物との統合や情報・機能の集約を図り、合理的な情報提供を図る。その場合、通行上の安全性確保に十分配慮するものとする。

■設置に際しての安全確保

- ・サインは歩行空間への設置が想定されることから、歩行者等の通行の妨げにならないような設置を基本とする。特に夜間における安全性を確保するため、必要に応じて支柱の存在感を認識できるよう配慮し、歩行者の安全性を確保する。

2-2 応用展開の方法と留意点

(1) 設置条件への適応を図る

設置条件への適応は、「設置空間に制限がある場合」と「設置場所周辺に景観づくり等のための基準がある場合」の2つが想定される。

1) 設置空間の条件への適応

大規模な交通結節点などでは、多くの構造物により複雑で狭隘な空間になりがちで、交通も多いことから、標準的な形状のサインを設置することが困難な場合がある。

また神栖市内は歩車道が未分離の道路も多く、ドライバー系・歩行者系サインともに設置が困難な場合が多いと考えられる。

こうした設置空間の条件への対応策として、次のような方法がある。

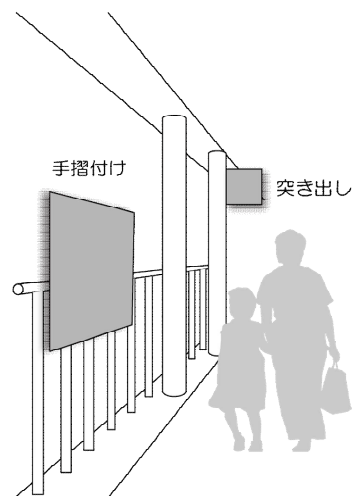
2) 既存構造物を支持構造として利用する

機能上最低限必要な表示面だけを空間に固定するため、既存の構造物を利用して標準的なサインの支持構造を省略する。

■ 展開の留意点

- 本ガイドラインの原則（文字や図形表記の基準、地図表記の基準）の遵守
- 施設の構造や歩行空間に配慮した素材、取り付け構造の工夫
- 利用者の行動に適応した効果的・合理的な配置（乱立の回避）

【屋外における歩行者系サインの適応例】



3) 歩車兼用系サインを活用する

比較的コンパクトな歩車兼用系サインを導入し、空間を確保する。

■ 展開の留意点

- 一定の設置空間を確保する必要があること
- 歩行者に対する情報が、歩行者系サインと比較して少なくなること
- ドライバー、歩行者の双方にアピールするよう板面方向を検討する必要があること

4) 設置環境・景観等への適応

美しいまちなみの保全など、設置空間の景観づくりに一定の基準を持つ地区に歩行者系案内サインを設置する場合は、本ガイドラインの基準を踏襲しながら、当該地区の施設整備基準等への適合を図る。

■展開の留意点

- ・当該地区における施設整備基準など、ローカルルールの適切な把握
- ・本ガイドラインの原則（サインの配置構造と種別、ベースカラー、文字や図形表記、地図表記の基準）の遵守
- ・道路構造令における車道、歩道の建築限界の遵守

(2) 情報や機能を付加する

情報や機能の付加は、「広告物の掲載」、「他媒体との連携による情報提供」、「視覚障害者への情報提供」の3つが想定される。

1) 広告物の掲載

歩行者系案内サインに広告物を掲載する場合、広告はあくまでも二次的な情報であることが前提となる。表示板の空きスペースの利用、表示板寸法の変更などにより、広告物の掲載スペースを捻出するが、本来の機能性が犠牲にならないよう対応することが重要である。

2) 他媒体との連携による情報提供

情報端末の利用、マップやリーフレットなど紙媒体による情報など、利用者にとっての情報源は多様である。サイン整備はこうした情報提供の一翼を担うものとして支援することが求められる。

■サイン板を活用した情報提供方策の例

- ・サイン板面の一部に QR コード等を配置し、携帯端末を通じて、バリアフリー情報や施設ごとの詳細な利用情報や移動情報を提供
- ・ガイドマップやリーフレットなど、携行できる紙媒体の地図等に、歩行者系案内サインの位置を明示することで、移動情報を補完

3) 視覚障害者への移動情報の提供

本ガイドラインでは、移動情報を視覚的な情報で伝えることを基本としている。視覚障害者に対する付加的な情報提供については、点字表示や触知板の設置、音声案内など、案内サインにおいて別途検討することが求められる。

4) その他

避難所等を示すサインは災害発生時において重要な役割を担うことから、蓄光による夜間の視認性向上や、太陽光による非常用照明・電源として活用可能な機能を付加するなど、整備コストや必要性等を鑑みながら、より安全で機能的なサインの整備を検討していくことも考えられる。